

## 第16回 Jークレジット制度運営委員会 議事概要

Jークレジット制度運営委員会事務局

日 時：平成30年3月7日（水）10：00－12：00

場 所：経済産業省 別館1階 114各省庁共用会議室

委 員：新美委員長、山地副委員長、大塚委員、須藤委員、谷川委員（根本委員代理）、二宮委員、橋本委員、前田委員、丸山委員、森委員（小林委員代理）

事務局：環境省 吉田室長補佐

経済産業省：亀井室長、守谷総括補佐

農林水産省：中川室長、早川課長補佐

林野庁 河野課長補佐

### 【審議事項】

#### 1. モニタリング・算定規程（排出削減プロジェクト用）の改定についての審議

- ・活動量を実測しないプロジェクト及びプログラム型プロジェクトにおいて、削減活動が実施されていることを適切に把握する体制を整えるよう改定（追加）することについて、事務局より説明した。審議の結果、提案された制度文書の改定を承認した。

#### 2. 1 省エネ住宅方法論の改定についての審議

- ・①省エネルギー住宅方法論における対象を改修の場合にも拡大すること、②プロジェクト実施後エネルギー消費量として実測値に代えて、エネルギー消費性能計算プログラムの設計値の使用を認めること、③太陽光発電の自家消費による削減量を再エネ発電起源の削減量として別途算定可能とすること、④エネルギー消費性能計算プログラムの設計値を用いることの妥当性の継続的な検証を実施することについて、事務局より説明した。審議の結果、BELS評価書の書式改定を前提として提案された方法論の改定を承認した。

#### 2. 2 未利用廃熱発電方法論の改定についての審議

- ・未利用廃熱発電方法論におけるフロン類の漏洩に関する適用条件を削除し、付随的排出量算定項目を追加することについて、事務局より説明した。審議の結果、提案された方法論の改定を承認した。

#### 2. 3 デジタルタコグラフ方法論の改定についての審議

- ・デジタルタコグラフ方法論における法令参照に関する適用条件に、他の法令を参照する旨を追加することについて、事務局より説明した。審議の結果、提案された方法論の改定を承認した。

## 2. 4 低タンパク配合飼料方法論の改定についての審議

- ・低タンパク配合飼料方法論において飼料の名称を低タンパク配合飼料からアミノ酸バランス改善飼料に改定することについて、事務局より説明した。審議の結果、提案された方法論の改定を承認した。

## 3. 追加性の評価の省略（既存ポジティブリストの見直し）についての審議

- ・既存のポジティブリストの見直しについて、事務局より説明した。審議の結果、提案された既存のポジティブリストの継続について承認した。

## 4. 地域版Jークレジット制度の更新についての審議

- ・地域版Jークレジット制度の更新について事務局より説明した。審議の結果、地域版Jークレジット制度の更新を承認した。

### 【検討事項】

## 5. 森林経営活動プロジェクトにおけるモニタリングの簡素化について

- ・森林経営活動プロジェクトにおける地位のモニタリングの省略に係る制度文書の見直しの方  
向性について、事務局より説明した。議論の結果、事務局にて改定案を検討し、次回以降の  
運営委員会で審議することを確認した。

### 【報告事項】

## 6. Jークレジット制度活性化に向けた施策

- ・Jークレジット制度の活性化に向けた平成29年度の施策について、事務局より説明した。

## 7. Jークレジット制度の最新の状況

- ・Jークレジット制度の最新の動向について、事務局より説明した。

## 【委員の発言及び質疑】

### 1. モニタリング・算定規程（排出削減プロジェクト用）の改定についての審議

（須藤委員）

- ・本規程を新設することは、他の制度文書等にも波及するのではないか。

（事務局）

- ・本規程は、プロジェクト実施者においてきちんと体制を構築すること、及び審査機関においてその体制が妥当であることを確認することといった上流での規程となるため、他の制度文書等には波及しないものと考えている。

（新美委員長）

- ・今回は実測を省略するプロジェクト及びプログラム型プロジェクトに限定して規程を設けることとし、新たに規定する必要が生じれば適宜追加することと整理する。

（二宮委員）

- ・プロジェクトの実施や管理方法等、実態を踏まえたセカンドベストとして本改定に同意する。  
プログラム型プロジェクトにおいてサンプリングの結果として実施されていない削減活動が明らかになった場合に、それを踏まえて補正を行うということも本改定に含まれるのか。

（事務局）

- ・サンプリングについては別の規程があり、本改定では体制を整えることのみを規定しているため、補正については規定していない。

（前田委員）

- ・具体的にはどのような体制を想定しているのか。管理者を選任するのか。

（事務局）

- ・実態把握を行う管理者を置くことは含まれると理解。また、実態把握の頻度を規定する等も考えられるが、個々のプロジェクトの特性に応じて個別に判断されることを想定。

### 2. 1 省エネ住宅方法論の改定についての審議

（二宮委員）

- ・BELS 制度で第三者認証を受けたものに限るとあるが、これがプロジェクト実施者にとって追加的な負担とならないか。

（事務局）

- ・ZEH の場合、実態として BELS 認証を受けることが多いため、プロジェクト実施者における追加的な負担とはならないと考えている。また、当該条件を設けない場合、J-クレジット制度の登録審査機関が BELS 認証と同等のことを行う必要が生じるため、むしろ審査に係る負担が増大すると考えられ、このバランスを考慮すると BELS の方であらかじめ認証を受けておくことが望ましいと考えたもの。

（橋本委員）

- ・今回の 70 事例の結果は 10%補正で保守的となったが、サンプルの取り方によって変動すると考えられる。10%補正で対応できない事例がどの程度あるか、サンプルを変えて確認してはど

うか。

(事務局)

- ・10%を超える事例がどの程度あるか、サンプルの抽出を変えて変動について事務局で確認する。
- ・また、文書に記載したとおり、より重要なものが今後プログラムの改定に併せて妥当性の検証を行う際に事後的に検証を行うことであると考えている。また、実際にプロジェクトが組成された場合に、どのような住宅の属性が含まれるかも確認を行うこととしたい。
- ・なお、モニタリングの簡素化が可能となった場合でも、引き続き方法論に沿って実測を行うことも可能であり、その方が排出削減量は大きく算定される可能性もある。削減クレジットの量を重視するプロジェクト実施者は実測を選択することができるため、実施者にとって不利益を生じる改定ではないと考えている。

(山地副委員長)

- ・10%補正を行った場合に、各事例がどのように変化するか、散布図を改めて作成していただくとより明示的に理解できるだろう。

(事務局)

- ・次回以降はご指摘の通り対応する。

(二宮委員)

- ・太陽光発電分を再エネJ-クレジットとして認証する場合、太陽光発電量のみ実測で、その他は設計値を用いるという理解でよいか。

(事務局)

- ・ご理解の通りである。厳密には、太陽光発電電力量のうち自家消費した電力量を実測し、その値を入力することとなる。

## 2. 2 未利用廃熱発電方法論の改定についての審議

(須藤委員)

- ・フロン類の漏洩量は実測する必要があるのか。

(事務局)

- ・設備点検時の追加充填量を実測することで代替する。

(二宮委員)

- ・第14回運営委員会で改定した方法論 EN-R-009 と、改定内容は整合しているのか。

(事務局)

- ・整合している。

## 2. 3 デジタルタコグラフ方法論の改定についての審議

(二宮委員)

- ・二つの法律間で対象範囲が異なるようであるが、運用面で不整合が生じることはないか。

(事務局)

- ・両方の法律を併記し、より厳しい方が適用されるため、不整合は生じない。

(二宮委員)

- ・本改定により対象となる車両の範囲は制限されることとなるが、J-クレジット制度におけるベースラインの考え方に従えば仕方ないということか。

(事務局)

- ・現行の方法論では、運行記録計を搭載した車両はデジタルタコグラフを導入することによる追加的な削減量を明確に切り分けることが難しいため、当該車両は除外されていると理解しており、このような運用とせざるを得ない。

(新美委員長)

- ・デジタルタコグラフは価格も低下してきており、法令による義務付けはより厳しくなると考えられる。二宮委員と同様の懸念を持っていることをお伝えする。

## 2. 4 低タンパク配合飼料方法論の改定についての審議

特段のご意見・ご質問なし。

## 3. 追加性の評価の省略（既存ポジティブリストの見直し）についての審議

(二宮委員)

- ・J-クレジット制度における追加性の判断基準としての“3年”については、見直しをしても良いだろう。例えば太陽光発電設備の価格低下等、環境は変化してきており、また人々の環境に対する意識も変わってきている。一度、検討するのが良いと考える。

(新美委員長)

- ・企業の投資行動等も含め、検討することが必要だろう。

## 4. 地域版J-クレジット制度の更新についての審議

(大塚委員)

- ・地域版J-クレジット制度がなかなか広がらないが、制度管理者としてはどのように考えているか。

(事務局)

- ・基本的には需要があれば地域版制度が活用されるものと考えている。地域版制度の運営にはコストがかかるため、それを考慮してもなおメリットがあると判断されれば、他の地域でも導入されるだろう。J-クレジット制度の価値がより高まれば、他の地域にも波及する可能性はある。

(新美委員長)

- ・自治体への周知・PRが不足しているようにも見受けられるため、総務省と連携してPRを字資することも一つの方法としてあるだろう。

【検討事項】

5. 森林経営活動プロジェクトにおけるモニタリングの簡素化について

(須藤委員)

- ・事業者ヒアリングの結果、標準地調査は過去5年以内に実施されているとのことである。改定を検討するに際し、過去一定の期間内に実施された標準地調査であることを求めるのか。

(事務局)

- ・林齢と地位には相関関係があるという前提で地位指数曲線は作成されているため、標準地調査の時期を過去一定の期間内に区切る必要はないというのが有識者の見解である。ただし、林齢が10年を下回るものについては変動誤差が生じるため、少なくとも林齢が10年以上の木に限定する必要はあるだろう。

(須藤委員)

- ・樹種によって地位指数曲線は変わるのか。

(事務局)

- ・樹種及び地域によって異なる。

(橋本委員)

- ・標準地調査を実施する際の標準的なルールは存在するのか。また、調査結果はどの程度保管されるのか。

(事務局)

- ・調査対象の森林の状況を把握するために行うもので、おおむね林小班ごとに平均的な地点を選択し、特定のルールに従って、直径や樹高を測定するという大原則はあるものの、詳細な運用ルールは地域によって異なる。調査結果は補助金申請時のバックデータとしても利用されるものであり、少なくとも5年程度は保管されるものと考えている。

(橋本委員)

- ・事業者ヒアリングの結果を参照すると、調査ごとに面積が異なりバラつきが見受けられる。これは地域における標準地調査のルールが異なることに起因するという理解でよいか。

(事務局)

- ・ご理解の通りである。

(谷川委員)

- ・土地の地位そのものが変化してしまうということはあるのか。

(事務局)

- ・土砂崩れ等、大規模な災害によって変わることはありうる。
- ・ただ、地位は地形に依存するものであり、基本的には変わらないと考えてよい。

(橋本委員)

- ・制度発足当時、なぜ標準地調査を採用しなかったのか。

(二宮委員)

- ・制度を検討していたころは国内にクレジット制度が存在せず、どの程度精緻に算定する必要があるかの目安が存在しなかった。しかし、当時の有識者の間には、市場に流通するクレジットを創出するという観点から、より精緻な、厳しい算定を行う必要があり、その為には新たにデータを測定する必要があるというおおよその共通認識があった。このため、標準地調査の結果を採用しないこととなったと認識している。
- ・今回の改定に関する検討は、制度発足から10年が経過して、経験と実態を踏まえて制度の運用を良い方向へ見直すというものと位置付けられる。

(橋本委員)

- ・標準地調査の結果が実測した結果と大きく異なることが示せると良い。

(前田委員)

- ・標準地調査の面積に関して有識者の意見が分かれているようだが、面積はどの程度重要なのか。

(事務局)

- ・J-クレジット制度のルールでは30haに1ヶ所だが、標準地調査ではより細かく実測している。ここをどのように解釈するかで有識者の意見が分かれている。
- ・現行のルールに鑑みどのように判断するか、あとは決めの問題であると考えている。

(丸山委員)

- ・同一のエリアから異なる複数の地位が特定された場合に①最も保守的な値、又は②最頻値(又は中央値等)のどちらを採用するかで意見が分かれているが、②最頻値(又は中央値等)を採用するべきであると考えている。
- ・近年、より林齢の高い木々に関する地位指数曲線の調査が進んでおり、現行の曲線が保守的に描かれていることが明らかになっている。このため、過剰に保守的な算定としないためにも、②最頻値(又は中央値等)を採用することが適切であると考えている。

(事務局)

- ・なお、民有林など標準地調査を行っていない森林経営活動もあることから、標準地調査が活用できるようになっても、引き続きモニタリングを行う規定は残ることになると考えられる。

## 【報告事項】

### 6. J-クレジット制度活性化に向けた施策

(大塚委員)

- ・今回の入札から再エネと省エネ他J-クレジットを分けて販売したとのことであるが、そのように実施した理由は何か。また、省エネ他にはどのようなJ-クレジットが含まれるのか。

(事務局)

- ・GDP 質問書への報告に利用できる等、再エネJ-クレジットに対する需要が高まってきていることを受け、分けて販売することとした。また、省エネ他には原則としては省エネ以外に

森林吸収クレジット等も含まれるが、今回の入札販売では省エネクレジットのみが販売された。

(大塚委員)

- ・再エネJ-クレジットの価値が高まっているということか。

(事務局)

- ・企業における再エネ電力調達の機運が高まっていることを受け、再エネJ-クレジットの需要・価値も高まっているものと考えている。

## 7. J-クレジット制度の最新の状況

(山地副委員長)

- ・現状、J-クレジットの利用目的としては排出係数の調整が大部分を占めるようである。一方、今春からは非化石証書の取引も始まるが、J-クレジットの需給動向に影響を与えるということはないか。

(事務局)

- ・排出係数の調整としては非化石証書とは競合する部分もあり、需要が減少する可能性がある。価格によって大きく変わることが想定されること、また、排出係数の調整以外にカーボン・オフセットという使い方もできるため、クレジットの需要がなくなるということにはならないと考えている。

(丸山委員)

- ・昨年度と比較してカーボン・オフセットへの利活用が減少しているようであるが、原因の分析等は行っているのか。

(事務局)

- ・分析は行っているが、明確な理由は不明である。
- ・例えば、これまでカーボン・オフセットを実施していた事業者が、排出係数の調整に切り替えるという動きもあるだろう。また、森林吸収クレジットについては価格が高いことも理由として考えられるが、先ほど議論があった方法論の改定により価格が下落する可能性もあると考えている。

(大塚委員)

- ・今後も排出係数の調整への用途が多いと見込んでいるのか。非化石証書によってそれがなくなるのではないか。

(事務局)

- ・排出係数の調整への影響については、価格や非化石証書を活用できる事業者の範囲等、様々な要因があると理解しており、事務局として排出係数の調整への利用が直ちになくなるということは想定していない。

(二宮委員)

- ・森林吸収クレジットの利活用が進んでいないことに懸念を抱いている。制度として利活用を促進するような取組みを期待している。



- ・ 認証量の推移を示すグラフにおいて、排出削減クレジットと森林吸収クレジットを分けて示していただきたい。

(大塚委員)

- ・ スライド p. 53 の 291 万トンと、スライド p. 54 の 540 万トンで認証量に差があるが、理由は何か。

(事務局)

- ・ 291 万トンとは、J-クレジットとして認証されたクレジットの総量を意味し、540 万トンとは、旧制度下で認証されたクレジットも加えた総量を意味する。

以上  
文責：事務局